

大館市家族介護用品支給事業をご利用ください

在宅高齢者を介護しているかたで、つぎの支給対象者に該当する場合は、月額5,000円分のクーポン券（家族介護用品支給券）を交付します。

1. 支給対象者

- ・大館市に居住(住民登録)し、下記2に該当する在宅高齢者と同一世帯、かつ生計を一にして、その高齢者を主に介護しているかた。
- ・世帯に居住（住民登録）している世帯員がすべて市民税非課税であること。

2. 在宅高齢者

- ・大館市に居住（住民登録）し、介護保険制度の要介護認定において要介護4、5の認定を受けた満65歳以上のかた。（在宅で介護を受けている場合に限る）

3. 申請及び支給券の交付月

- ・4月と10月の年2回。それぞれ申請を受け付け、半年分の支給券を交付。
- ・交付月以外に申請があった場合は、申請月から次回交付月の前月分までを交付
- ・交付を受ける際は、必ず申請が必要です。（自動更新ではありません）

4. 使用方法

- ・別紙の取扱店にて、支給券を提出して介護用品と引き換えます。

5. 使用の際の注意点

- ・裏面に記載した介護用品支給券使用可能品目以外の購入には使用できません。
- ・1,000円未満の支払いには使用できません。
- ・別紙の取扱店以外では使用できません。
- ・他に譲渡してはいけません。
- ・使用期限がありますので、ご確認のうえ使用下さい。

※大館市に住所を有しなくなった場合や、介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)などに入所して在宅でなくなった場合は、それ以降の支給券は使用できません。
未使用分の支給券は長寿課 高齢者福祉係へ返還していただきます。

※不明な点がございましたら、下記までお問い合わせ下さい。

・大館市長寿課 高齢者福祉係	TEL 43-7056	字中城20
・大館市地域包括支援センターかつら	TEL 49-2587	字三ノ丸103-4
・大館市地域包括支援センター水交苑	TEL 45-2333	字下綱123
・大館市地域包括支援センター神山荘	TEL 57-8601	花岡町字姥沢34-1
・大館市地域包括支援センターおおたき	TEL 47-7211	十二所字大水口4-5
・大館市地域包括支援センターひない	TEL 55-0665	比内町扇田字上扇田49-1
・大館市地域包括支援センター長慶荘	TEL 54-2901	岩瀬字上岩瀬塚の岱16
・大館市地域包括支援センター大館南	TEL 59-6182	下川原字向野17-1

介護用品支給券使用可能品目一覧

1	紙おむつ
2	尿取りパッド
3	使い捨て手袋
4	清拭剤
5	ドライシャンプー
6	大人用おしりふき
7	ポータブルトイレ用消臭剤
8	おむつカバー
9	貯尿（採尿）袋、畜便袋
10	介護用肌着
11	介護用パジャマ
12	介護用シーツ
13	要介護者用食器（スプーン、フォーク、箸、握り用ホルダー等）
14	食事用エプロン
15	介護用シューズ(歩行用ではないもの)

※ シャンプーやティッシュペーパー等一般品として販売されているものは、対象から除外しております。